

「インフルエンザ」と診断された際の手順。

見本

- ①受診の際、医師に登校可能な予定日を確認。②学校へインフルエンザになった報告の連絡。
- ③「インフルエンザ療養報告書」を学校でもらう。または学校のホームページから各家庭で印刷。
- ④「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する。
- ⑤検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。
- ⑥基準を満たしたら、下記の「療養報告書」を保護者が記入し、登校再開日をもって登校、提出。

(様式1)

記入例

令和 年 月 日

保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

富岡市立高瀬小学校
校長 稲川 修

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

(なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

..... き ・ り ・ と ・ り ・ せ ・ ん

学校長 様

必ず保護者の方が記入し、登校再会日に学校に持ってきて提出してください。

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

高瀬小 年 組 番 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： たかせクリニック

受診の際、医師に登校可能な予定日を確認し、基準1と2を満たして、登校再開日となるので、ご注意ください。

2 診断日：令和 2 年 12 月 1 日 (診断型：A型 B型 不明) ※いづれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 2 年 12 月 7 日

この児童は、例1の場合になる。表面の「めやす表」を参考に。

(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 12 月 1 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。 ⇒ 解熱した日： 12 月 2 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印